

●○ 後期高齢者医療制度のお知らせ ○● ～保険料率の見直しについて～

◎ 保険料率が変わりました

被保険者の皆さまにお支払いいただく保険料は、2年ごとに定める保険料率をもとに決めることになっていきます。平成28・29年度の新しい保険料率は、次のとおりです。

● 均等割 (被保険者が等しく負担)	平成26・27年度 (年間) 51,472円	→	平成28・29年度 (年間) 49,809円 (1,663円減)
● 所得割 (被保険者の所得に応じて負担)	平成26・27年度 10.52%	→	平成28・29年度 10.51% (0.01ポイント減)
● 賦課限度額 (1年間の保険料の上限額)	平成26・27年度 57万円	→	平成28・29年度 57万円 (変更なし)

◎ 保険料の計算方法 (平成28年度)

保険料額は、被保険者が等しく負担する「均等割額」と、所得に応じて負担する「所得割額」の合計で計算します。

均等割 【1人当たりの額】 49,809円	+	所得割 【被保険者本人の所得に応じた額】 (平成27年中の所得—33万円) × 10.51%	=	1年間の保険料 【限度額57万円】 (100円未満切捨て)
------------------------------------	---	--	---	-------------------------------------

●年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

◎ 保険料の軽減について

世帯の所得に応じて、4段階の均等割軽減措置があります。

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合	平成28年度	前年度比
33万円かつ被保険者全員が所得0円 (年金収入のみの場合、受給額80万円以下)	9割軽減	4,980円	約200円減
33万円	8.5割軽減	7,471円	約300円減
33万円 + (26万5千円 × 世帯の被保険者数)	5割軽減	24,904円	約800円減
33万円 + (48万円 × 世帯の被保険者数)	2割軽減	39,847円	約1,300円減

- 軽減は、被保険者と世帯主の所得の合計で判定します。
- 被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。
- 昭和26年1月1日以前に生まれた方の公的年金等に係る所得については、さらに15万円を引いた額で判定します。そのほか、被用者保険の被扶養者だった方に対する軽減などが該当する場合があります。

平成28年度の保険料額は、7月に個別にお知らせします。

◆問合せ 保健課 医療給付グループ ☎21-2121

▲▽ 国民年金からののお知らせ ▲▽

学生の方へ ～国民年金保険料学生納付特例制度について～

20歳以上の方は、学生でも国民年金に加入しなければなりません。

しかし、学生の方は一般的に所得が少ないため保険料の納付が困難な場合は、保険料の納付が猶予される学生納付特例制度があります。

申請は年度ごと(毎年)に必要です。この制度は25か月前まで遡って申請できますので、申請をお忘れの方はこの機会にご利用ください。

◆対象者…大学、短大、高等学校、専門学校、各種学校等に在学する20歳以上の学生。ただし、前年所得が118万円以下の方。

◆未納のままだと…事故や病気で障がいになった場合に、障害基礎年金を請求することができなくなります。

◆承認されると…10年以内であれば追納することができます。

◆手続きに必要な書類等…印鑑、年金手帳、学生証または在学証明書

◆問合せ 町民福祉課 民生年金グループ ☎21-2120